

## 問題行動に対する反省指導と懲戒処分の指針について

日頃、本校の教育活動に対しましては格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、本校では教育基本法にのっとり、全人教育を目指しながら、「安全で安心して学べる学校」の構築に努力しております。今後も、引き続き生徒指導を重視して、自己の確立と進路実現を目指して指導していく所存であります。

しかし、昨今、高校生によるさまざまな問題行動が多発している状況にあり、学校の指導では対応できない場合について定めておかざるを得ません。

そこで、本校におきましても重大な問題行動に対して真にやむを得ないと判断した場合は下記のとおり懲戒処分もとり入れて対応し、安全で安心して学べるよりよい学校づくりを進めて参りたいと考えております。

つきましては、下記のとおり反省指導と懲戒処分の指針をお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## I. 反省指導と懲戒処分の区別

- 1 反省指導は、当該生徒の人格の形成を目指し、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともにその後の高校生活が健全に営まれることを目的として行われる。
- 2 懲戒処分は、生徒の在学関係の法的地位に変動を生じるもので、訓告・停学及び退学の3種類である。（学校教育法施行規則第26条）

## II. 反省指導の対象となる問題行動

問題行動を起こした場合には、生徒自身が問題を考え直す時間を設ける特別指導（反省指導）を行います。その場合、授業に代わる指導を、別途行うものとします。

なお指導の対象となる行為は以下のような行為ですが、①から⑳に該当しない問題については発生した時点で協議し指導の対象とするかを決定します。

- |           |             |                     |
|-----------|-------------|---------------------|
| ①無断アルバイト  | ⑧カンニング      | ⑮占有離脱物横領            |
| ②喫煙・喫煙同席  | ⑨器物破損       | ⑯万引き・窃盗             |
| ③飲酒・飲酒同席  | ⑩パチンコ       | ⑰覚せい剤・シンナー等薬物使用     |
| ④無断免許取得   | ⑪深夜徘徊       | ⑱いじめ・暴力・威圧・金銭強要・たかり |
| ⑤バイク無許可通学 | ⑫出会い系サイトの利用 | ⑲私たちの心得（生徒手帳に記載）違反  |
| ⑥バイク目的外使用 | ⑬不純異性行為     | ⑳携帯電話の校内での使用規定違反    |
| ⑦道路交通法違反  | ⑭不正乗車       |                     |

## III. 懲戒処分の対象者及び対象行為

- 1 懲戒処分の対象者（懲戒処分は下記の生徒に対して行います。）

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- ③正当な理由がなくて出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、その他の学生又は生徒としての本分に反した者

※ ただし、事実関係の確認と生徒・保護者の意見聴取を充分行い、慎重審議の上学校長が決定し処分を行います。

## 2 懲戒処分の対象となる具体的行為

- (1) 学校内外における刑罰法令に違反する行為ないし悪質な社会的逸脱行為。

- ① 暴力行為
  - (A) 入院、通院を要するなど、深刻な傷害を負わせる行為
  - (B) 刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為
  - (C) 金品の強奪行為
  - (D) その他、心身の安全を脅かすような行為
- ② 重大な器物損壊行為
  - (A) 校内の施設設備（コンピュータ、放送設備、窓ガラス、照明、壁、消火設備等）に対する重大な破壊行為及び放火などの行為
  - (B) 校外においても公共の施設設備等に対する破壊行為及び放火などの行為

- ③ その他の逸脱行為
- (A) 覚せい剤やシンナーなどの薬物乱用
  - (B) 出会い系サイトを利用するなど、いわゆる援助交際などの買・売春行為
  - (C) その他、振り込め詐欺などの、反社会的な逸脱行為
- (2) 上記(1)に示されたほど悪質ではない行為、または学校の指導に従わず相当の頻度や継続性を持って行った、学校教育活動や他の生徒の学習を妨害する行為。
- ① 軽度な傷害を負わせる行為
  - ② 金品などのゆすり、たかり行為
  - ③ 重大ないじめ行為
  - ④ 授業中、教師の指示に従わず、教室内を徘徊する行為、又、私語を繰り返し行い授業の妨害に当たる行為
  - ⑤ 騒音・悪臭を発生させる行為（花火、爆竹、非常ベルの目的外作動などの行為）
  - ⑥ 学期の不認定教科の改善努力をせず、学業をおろそかにする行為
  - ⑦ 正当な理由なく、授業へ出席せず、または中抜けを繰り返し、学業をおろそかにする行為
  - ⑧ その他、他の生徒の学習ないし本校の教育活動の正常な実施を妨げる行為

### 3 懲戒処分の内、訓告・停学処分となる場合の条件等

- (1) 問題行動を起こした生徒が学校の反省指導に従わない場合。
  - (2) 問題行動を繰り返し通常の反省指導以上の措置が必要と判断された場合。
  - (3) 本校生徒や社会への影響力が大きい問題行動を起こし、学校が厳しい反省を必要と判断した場合。
- ※ なお、停学処分の期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況、他生徒や社会への影響等考慮して、教育的見地からその都度定めるものとします。

### 4 懲戒処分の内、退学処分となる場合の条件等

- (1) 問題行動を繰り返し、学校の度重なる指導に従わない場合。
  - (2) 極めて重大な問題行動を起こした場合。
  - (3) 本校での学校生活の継続が不可能であると判断した場合。
- ※ なお、その決定にあたっては、生徒・保護者から事情や意見を聴く機会（弁明の機会）を持ちます。
- また、退学処分に至った場合でも、進路の相談にのるなど事後指導にも特段の配慮をします。

#### <参考資料>

##### ★ 学校教育法第 11 条

(第 11 条) 校長及び教員は、教育上必要であると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

##### ★ 学校教育法施行規則第 26 条

(第 26 条) 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

②懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

③前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校に在籍する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一つに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

##### ★ 長野県立高等学校管理規則第 35 条

(第 35 条) 校長は、教育上必要であると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当するものに限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

\* 法的効果をとまなう懲戒とは、退学と停学は生徒が学校で教育を受けることができるという法律的権利に変動を与えることになるため、こう呼ばれている。